

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社「(仮称) 神楽山風力発電事業 環境
影響評価書」に係る確定通知について

令和3年11月22日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社「(仮称) 神楽山風力発電事業 環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けたＪＲ東日本エネルギー開発株式会社は、同条第2項の規定に基づき、福島県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 2月 1日
環境大臣意見受理	平成28年 3月31日
経済産業大臣意見発出	平成28年 4月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 9月12日
住民意見の概要等受理	平成29年12月 7日
福島県知事意見受理	平成30年 1月31日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 3月 9日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 元年 9月 2日
住民意見の概要等受理	令和 元年12月13日
福島県知事意見受理	平成 2年 3月12日
環境大臣意見受理	令和 元年 3月27日
住民意見の概要等受理 (改めて出された届出)	令和 2年 5月22日
福島県知事意見受理 (改めて出された通知)	令和 2年 8月 3日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 9月24日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和 3年11月 2日
環境影響評価書確定通知	令和 3年11月22日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742(直通)